

議案第 80 号

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

- | | |
|------------|--|
| 1 債権の名称 | 損害賠償債権及び遅延損害金 |
| 2 債 務 者 | <div style="background-color: black; height: 1.2em; width: 100%;"></div> <div style="margin-left: 100px;">今勝建設 株式会社</div> <div style="margin-left: 100px;">同代表者代表取締役 <div style="background-color: black; display: inline-block; width: 50px; height: 1.2em;"></div></div> |
| 3 放棄する債権の額 | 15,933,750 円及び平成 21 年 6 月 6 日から年 5 分の遅延損害金 |
| 4 放棄の理由 | 債務者は、会社法第 472 条第 1 項の規定によるみなし解散とされ、かつ代表取締役の死亡により、任意回収、強制執行のいずれの方法においても回収が困難なため。 |

<事件経過>

平成18年8月22日執行の「熊取町営大原住宅建替工事（第2期）」指名競争入札での談合事件が平成19年10月に発覚し、同20年3月に刑事裁判として判決が出されたことを受け、平成15年から同19年までの熊取町が発注した157件の建設工事において談合が繰り返されていたとして、住民訴訟（平成21年（行ウ）第99号損害賠償請求事件）として平成21年6月6日に提起され、平成24年6月8日に大阪地方裁判所より、144件の建設工事について建設業者23者に対し認定額を5億5732万4775円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ500万円及び4000万円とする一部認容判決を受けた。

第一審判決後、本訴訟において補助参加する建設業者より控訴（平成24年（行コ）第101号損害賠償請求控訴事件）がなされ、平成25年5月10日に大阪高等裁判所において、認定額を3億7474万9725円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ5000万円及び4000万円とする一審判決を一部変更する旨の判決の言い渡しを受け、平成25年12月17日最高裁決定により控訴審判決が確定した。

住民訴訟の判決確定を受け、町は地方自治法第242条の3第1項の規定に基づき、平成26年2月14日を期限として、同判決による金員の支払いを求めたが、期限までの支払いがない18者及び個人2名に対し、地方自治法第242条第3第2項の規定に基づき、平成26年3月4日に損害賠償請求訴訟（平成26年行（ワ）第1937号）を提起した。

今勝建設株式会社に対しては、1593万3750円及び平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとする判決言い渡しを平成27年1月16日に受け、同年2月4日に判決確定した。